

# 資料編 DATA

貸借対照表	20
損益計算書	21
剰余金処分計算書	21
預金業務	24
貸出業務	25
有価証券その他	27
事業状況	29
単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項	31
連結情報	38
連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項	41

# 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(資産の部)		
現金	14,268	16,389
預 け 金	410,684	399,120
買入金銭債権	35,415	55,335
金銭の信託	0	0
有 価 証 券	407,224	406,172
国 債	81,912	72,862
地 方 債	76,806	54,068
社 債	131,814	134,859
株 式	3,593	3,066
その他の証券	113,097	141,316
貸 出 金	419,093	415,967
割引手形	1,047	962
手形貸付	6,210	4,366
証書貸付	401,680	400,992
当座貸越	10,155	9,645
外 国 為 替	236	174
外国他店預け	226	161
取立外国為替	10	13
そ の 他 資 産	7,258	6,964
未決済為替貸	56	76
信金中金出資金	4,758	4,758
前払費用	13	6
未収収益	1,155	1,025
金融派生商品	0	0
その他の資産	1,274	1,097
有 形 固 定 資 産	6,302	6,424
建 物	1,688	1,628
土 地	3,854	3,783
リ ー ス 資 産	24	105
建設仮勘定	20	254
その他の有形固定資産	714	653
無 形 固 定 資 産	157	118
ソフトウェア	136	98
その他の無形固定資産	20	20
繰 延 税 金 資 産	1,315	2,573
債 務 保 証 見 返	454	257
貸 倒 引 当 金	△1,924	△2,532
(うち個別貸倒引当金)	(△1,646)	(△2,231)
資 産 の 部 合 計	1,300,489	1,306,966

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(負債の部)		
預 金 積 金	1,166,724	1,175,730
当座預金	18,733	21,831
普通預金	420,306	451,066
貯蓄預金	658	648
通知預金	24	3,814
定期預金	687,004	664,032
定期積金	35,128	29,773
その他の預金	4,868	4,563
借 用 金	66,411	66,867
借入金	66,411	66,867
そ の 他 負 債	1,339	1,674
未決済為替借	117	156
未払費用	275	228
給付補填備金	19	5
未払法人税等	5	265
前受収益	80	76
払戻未済金	20	23
職員預り金	564	584
金融派生商品	0	0
リース債務	24	113
資産除去債務	73	74
その他の負債	159	146
賞 与 引 当 金	321	299
退 職 給 付 引 当 金	421	423
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	90	87
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	0
偶 発 損 失 引 当 金	40	28
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	147	139
債 務 保 証	454	257
負 債 の 部 合 計	1,235,952	1,245,508
(純資産の部)		
出 資 金	2,557	2,550
普通出資金	2,557	2,550
利 益 剰 余 金	59,808	60,799
利益準備金	2,541	2,557
その他利益剰余金	57,266	58,242
特別積立金	55,794	56,794
圧縮積立金	48	48
当期末処分剰余金	1,424	1,399
処 分 未 済 持 分	△1	△0
会 員 勘 定 合 計	62,363	63,350
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,729	△476
土 地 再 評 価 差 額 金	△1,556	△1,415
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,172	△1,891
純 資 産 の 部 合 計	64,536	61,458
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,300,489	1,306,966

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	12,315,659	12,020,640
資 金 運 用 収 益	10,041,185	9,726,567
貸 出 金 利 息	5,417,655	5,351,433
預 け 金 利 息	635,515	661,445
有価証券利息配当金	3,765,384	3,386,791
その他の受入利息	222,630	326,897
役 務 取 引 等 収 益	1,298,030	1,417,513
受入為替手数料	406,710	342,793
その他の役務収益	891,319	1,074,719
そ の 他 業 務 収 益	194,060	247,942
外国為替売買益	8,694	8,769
国債等債券売却益	92,190	162,563
その他の業務収益	93,175	76,608
そ の 他 経 常 収 益	782,382	628,617
償却債権取立益	184,416	200,567
株式等売却益	572,133	414,328
金銭の信託運用益	0	-
その他の経常収益	25,832	13,720
経 常 費 用	10,665,440	10,084,576
資 金 調 達 費 用	334,152	232,820
預 金 利 息	277,019	183,962
給付補填備金繰入額	7,836	4,871
借 用 金 利 息	46,476	41,016
その他の支払利息	2,820	2,969
役 務 取 引 等 費 用	1,149,746	1,126,873
支払為替手数料	101,387	79,451
その他の役務費用	1,048,359	1,047,422
そ の 他 業 務 費 用	690,387	364,381
国債等債券売却損	15,712	134,391
国債等債券償還損	674,324	227,246
その他の業務費用	350	2,743
経 費	7,931,908	7,610,573
人 件 費	5,274,155	5,142,832
物 件 費	2,522,911	2,258,267
税 金	134,841	209,473
そ の 他 経 常 費 用	559,245	749,926
貸倒引当金繰入額	272,448	645,932
貸 出 金 償 却	66,185	18,280
株式等売却損	154,689	61,842
その他の経常費用	65,921	23,871
経 常 利 益	1,650,218	1,936,064
特 別 利 益	-	15,766
固 定 資 産 処 分 益	-	15,766
特 別 損 失	159,071	161,375
固 定 資 産 処 分 損	159,071	131,492
減 損 損 失	-	29,883
税 引 前 当 期 純 利 益	1,491,147	1,790,455
法人税、住民税及び事業税	180,305	503,923
法 人 税 等 調 整 額	208,139	77,377
法 人 税 等 合 計	388,444	581,300
当 期 純 利 益	1,102,702	1,209,154
繰越金（当期首残高）	321,706	332,024
土地再評価差額金取崩額	-	△141,335
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,424,409	1,399,843

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,424,409,226	1,399,843,275
積 立 金 取 崩 額	-	6,592,850
利益準備金限度超過取崩額	-	6,592,850
剰 余 金 処 分 額	1,092,384,976	1,076,168,133
利 益 準 備 金	16,176,650	-
普通出資に対する配当金	76,208,326	76,168,133
特 別 積 立 金	1,000,000,000	1,000,000,000
繰越金（当期末残高）	332,024,250	330,267,992

[謄本]

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。))の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和4年6月28日

きのくに信用金庫

理 事 長

田谷 節朗 (印)

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

■注記事項 貸借対照表関係 (3年度)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭的財産において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 34年～50年 その他 3年～5年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法として償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の定めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている貸倒・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在に経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込みで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の予想損失額又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取引不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、6,931百万円であります。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、環境の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の確定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準により定めております。なお、数値計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数値計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均稼働勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により分戻した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理  
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

- なお、当該企業年金制度全体の進捗の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- 制度全体の積立状況に関する事項 (令和3年3月31日現在)  
年金資産の額 1,732,930百万円  
年金財政計算上の数値債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円  
差引額 △84,957百万円
  - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 (令和3年3月31日現在) 0.7140%
  - 補足説明

上記①の差引額的主要原因は、年金財政計算上の過去稼働勤務残高1,784,469百万円であり、本制度における過去の退職債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元引均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金136百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率と掛金拠出額の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記①の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠時無呼吸症候群引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会特別委員会業務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジ取引等であり、ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び外貨スワップ取引等をヘッジ対象としてヘッジ対象である外貨建金融債権債務等をヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」[その他の役員収益]があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくもの、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務およびその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税法方式によっております。ただし、固定資産に係る控除外消費税等は「その他の資産」に対象外として取り扱っております。
- 無利子・無担保融資制度に係る利息(利子補給)の処理については、貸出金利に計上しております。
- 投資信託の解約、償還時の差益(損)金については総額ごとに集計し、解約益は有価証券売却益金として、解約損は有価証券売却損としてそれぞれ計上しております。
- 会計上の見積りおよび当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。  
貸倒引当金 2,532百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。  
主要な内容は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済への影響については、今後一定期間続くもの想定とし、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。  
なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が当初想定より変化した場合や、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 繰延税金資産 2,573百万円  
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 子会社等々の株式の総額 1百万円
  - 子会社等に対する金融債権総額 1,160百万円
  - 有形固定資産の減価償却累計額 9,430百万円
  - 有形固定資産の仕簿記載額 258百万円
  - 信用弁済法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。  
なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部については保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。①、貸出金、外国為替、「その他債権」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見込の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,112百万円  
危険債権額 9,305百万円  
三月以上延滞債権額 32百万円  
貸出条件緩和債権額 1,018百万円  
合計額 12,468百万円  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権並びにこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
  - 手形割引は、業種別委員会業務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で

由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は962百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 69,351百万円  
預け金 4,000百万円  
現金 1百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 96百万円  
借入金 66,867百万円  
上記のほか、為替決済、手形交換代理委託等の取引の担保として、預け金60,010百万円、現金1百万円を差し控えております。  
また、その他の資産には、保証金309百万円が含まれております。

28. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成14年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用地の当事業年度末における評価の合計額と当該事業用地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,051百万円

- 金融商品の状況に関する事項  
(1)金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。  
その一環として、デリバティブ取引も行っております。  
(2)金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的を有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動リスクの預金については、金利の変動リスクに晒されております。一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。  
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び金利キャップ取引があります。当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。  
(3)金融商品に係るリスク管理体制  
①信用リスクの管理  
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらと与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
さらに、与信管理の状況については、経営管理部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資産運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 市場リスクの管理  
(i)金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規則及び変換において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には総合企画部において金融資産及び負債のALMの期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次レポートでALM委員会に報告しております。  
なお、ALMにおいて、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引も行っております。  
(ii)為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、リスクを回避しております。  
(iii)価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会等の監督の下、資産運用に関するリスク管理方針に従い行っております。  
このうち、資産運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
資産運用部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。  
これらの情報は資産運用部等を通じ、理事会等において定期的に報告されております。
- デリバティブ取引  
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分体内で審判を確立するとともに、金融派生商品運用基準に基づき実施されております。  
(v)市場リスクに係る定量的情報  
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主要な金融商品は、「預け金」、「買入金債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」及び「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。  
当該変動額の算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。  
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時は、10,899百万円減少するものと把握しております。  
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該金額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積立及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項  
令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)預け金(※1)	399,120	399,603	482
(2)買入金債権	55,335	55,478	142
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	56,760	55,427	△1,333
その他有価証券	349,037	349,037	-
(4)貸出金(※1)	415,967		
貸倒引当金(※2)	△2,491		
	413,475	419,564	6,089
金融資産計	1,273,730	1,279,112	5,381
(1)預金積立(※1)	1,175,730	1,175,854	124
(2)借入金(※1)	66,867	66,994	127
金融負債計	1,242,597	1,242,849	251
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
	0	0	-

- (※1) 預け金、貸出金、預金積立及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。  
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

- (1) 預け金
 

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額の時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (2) 買入金銭債権
 

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格等によっております。
- (3) 有価証券
 

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.から33.に記載しております。
- (4) 貸出金
 

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

  - ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額 (貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
  - ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
  - ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

- (1) 預金積金
 

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。
  - (2) 借入金
 

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- デリバティブ取引  
 デリバティブ取引は、通貨関連取引 (通貨先物) であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 (*1)	1
非上場株式 (*1)	52
組合出資金 (*2)	319
合 計	374

(\*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金 (*1)	200,120	152,000	5,000	42,000
買入金銭債権	1,000	323	12	54,000
有価証券	35,976	86,163	74,058	148,663
満期保有目的の債券	7,457	1,800	—	47,500
その他有価証券のうち満期があるもの	28,519	84,363	74,058	101,163
貸出金 (*2)	54,401	150,406	116,980	82,444
合 計	291,498	388,893	196,051	327,107

(\*1) 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めております。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金積金 (*)	1,108,737	66,759	12	218
借入金	64,044	2,065	758	—
合 計	1,172,781	68,824	770	218

(\*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	5,358	5,394	36
	社債	3,602	3,612	9
	その他	13,300	13,934	634
	小 計	22,260	22,941	680
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,000	985	△14
	その他	33,500	31,500	△1,999
	小 計	34,500	32,486	△2,013
合 計		56,760	55,427	△1,333

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,105	1,412	693
	債券	134,925	132,981	1,943
	国債	25,617	24,597	1,019
	地方債	36,870	36,549	320
	社債	72,437	71,834	603
	その他	28,907	26,670	2,237
	小 計	165,938	161,064	4,873
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	906	993	△86
	債券	116,903	118,855	△1,952
	国債	47,245	48,525	△1,280
	地方債	11,839	11,968	△128
	社債	57,818	58,362	△543
	その他	65,288	68,599	△3,311
	小 計	183,099	188,449	△5,350
合 計	349,037	349,513	△476	

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,790	243	△56
債券	23,088	150	—
国債	23,088	150	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	7,541	183	△139
合 計	32,420	576	△196

34. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	0	0	0	0	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当貸借契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、62,648百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約制度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を行っております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生を主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,206百万円
退職給付引当金	117
減価償却超過額	260
その他	321
繰延税金資産小計	2,905
評価性引当額	△308
繰延税金資産合計	2,596
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	18
その他	4
繰延税金負債合計	23
繰延税金資産の純額	2,573百万円

37. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	金額
契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	50百万円
契約負債	—百万円

38. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日) (以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除してありません。

39. 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

40. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正 (令和2年1月24日閣内閣府令第3号) が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

- 注記事項 損益計算書関係 (3年度)
1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
  2. 出資1口当たり当期純利益金額 23円69銭
  3. 当事業年度に固定資産減損損失を認識したのものについては次のとおりです。
    - (1) 減損損失を認識した資産又は資産グループ
 

地域	和歌山県内
主な用途	営業資産 1ヵ所、遊休資産 1ヵ所
種類	建物、その他の有形固定資産
    - (2) 減損損失の認識に至った経緯
 

上記資産は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しています。
    - (3) 減損損失の金額と種類の内訳
 

種類	金額
建物	4,466千円
その他の有形固定資産	25,416千円
計	29,883千円
  - (4) 資産グループピングの方法
 

資産のグループピングは、各営業店単位としております。ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位でグループピングを行っております。

遊休資産については、個別資産としてグループピングを行っております。
  - (5) 回収可能価額の算定方法
 

営業資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

使用価値は、資産または資産グループの将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは、回収可能価額を零として評価しております。

遊休資産は路線価を基とした時価評価額等による正味売却価額を使用しています。
4. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,261,649千円です。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別労務の対価として選任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、選任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	166

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」142百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」19百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金 (過年度に繰り入れた引当金を除く) と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等級以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に選任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等級以上の報酬等を受ける者はいませんでした。